

別紙（１） 番号法第19条第7号別表第二に定める事務

提供先 No.	提供先	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途	提供する特定個人情報
1	厚生労働大臣又は共済 組合等	46	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収 又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第七十六条の四において準用する 介護保険法第三十六条第一項（同法第四十条 第三項において準用する場合を含む。）、第百三 十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定によ り通知することとされている事項に関する情報であ って主務省令で定めるもの